

平成 29 年 5 月 30 日
 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務」
の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）における国際会計基準の策定・改訂等について、会計に関する国際会議へ参加し、議論の動向を迅速かつ的確に把握するとともに、国際会計基準に関する専門知識を持つ国際関係者の意見を集約し、我が国としての考え方等を発信していくこと。
実施期間	平成 25 年 9 月 2 日～平成 30 年 3 月 31 日
受託事業者	公益財団法人財務会計基準機構
契約金額（税抜）	101,238,000 円（単年度当たり：25 年度：26,357,000 円、26 年度：21,953,000 円、27 年度：19,575,000 円、28 年度：18,837,000 円、29 年度（見込）：14,516,000 円）
入札の状況	3 者応札（説明会参加＝4 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	国際会計基準に関する国際会議における議論の動向を把握するとともに、わが国としての考え方等を発信するため、国際会計基準に関する専門知識を持つ国内関係者の意見の集約等を行う。
選定の経緯	1 者応札が続いたことと、従前は企画競争であったが、いわゆる外郭団体的公益法人の落札が続いたこと。平成 24 年 7 月の公共サービス改革基本方針から事業選定されている。
落札率	非公表

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することが適当である。

2 検討

(1) 評価方法について

金融庁から提出された平成 25 年 9 月から平成 29 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき質の確保状況	以下のとおり、適切に履行されている。	
	確保されるべき水準（一例）	評価
	事務計画に沿って WSS 会議、IFASS 会議への参加	事務計画に沿って当該会議に参加し、報告書を速やかに金融庁に提出した。
	国内関係者との意見交換等を通じて意見発信内容に関する報告書の作成	問題なく意見交換等を実施し、その意見内容に関する報告書を速やかに金融庁に提出した。
	実施要項で定められた委託実績報告書の作成	期日までに金融庁に提出した。
民間事業者からの改善提案	金融庁からの聞き取りによると、実施要項に定めた国際会議以外の重要会議である IASB への技術的な助言機関としての役割を果たす会計基準アドバイサリー・フォーラム等への会議への参加、「IASB 調査分析等」からの情報活用など提案し実現した。	

(3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従前経費と比較して直前・直後の年度で 14.8%（約 458 万円）、26 年度から 28 年度を含めた平均でも 29.9%（約 925 万円）減少している。効果があったものと評価できる。

従前経費	30,935 千円（平成 24 年度）（市場化テスト直前）
実施経費	26,357 千円（平成 25 年度）（市場化テスト 4 年 7 ヶ月間の最初の年度） （参考：26 年度 21,953 千円、27 年度 19,575 千円、28 年度：18,837 千円を加えた 4 年間の平均は、21,681 千円）
削減額	4,578 千円の削減（24 年度と 25 年度の比。28 年度までの 4 年間平均の比は、9,255 千円の削減）
削減率	14.8%の削減（24 年度と 25 年度の比。28 年度までの 4 年間の平均の比は、29.9%の削減）

(4) 評価のまとめ

競争性等に課題が認められ、平成 24 年 7 月の「基本方針」に掲載されたが、企画競争から一般競争入札（総合評価落札方式）にしたこと、入札参加資格を A～D 等級（全等級）にする、期間を複数年度化するなどしたことを入札参加者は増加し、結果 3 者が応札するなど改善が認められた。

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成 25 年度から 28 年度まですべて目標を達成していると考えられ評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、実施要項で求めた会議以外の重要会議への参加、「IASB 調査分析等」からの情報活用など民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、上記のように一定の効果があつたものと評価でき、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

なお、入札監理小委員会の審議においては、「本事務の受託者である公益財団法人財務会計基準機構は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発、ディスクロージャー制度その他企業財務に関する諸制度の調査研究及びそれらを踏まえた提言並びに国際的な会計制度への貢献などを行い、もってわが国における企業財務に関する諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを目的として設立されたものである。また、当該機構は各方面からの独立性を確保した機関として、わが国の企業会計基準の開発・策定を担う『企業会計基準委員会』を設置し、その財政は独立性及び運営の安定性を確保する観点から会員の会費をもって運用がなされている。金融庁委託の本事務は、まさに財務会計基準機構の主たる業務であり、当該機構が自らの財源で行うべきものである。したがって、本事務は『競争の導入による公共サービスの改革に関する法律』の第 3 条 2 項『前項の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする』に該当する事務であると考えられる。」との意見もあつた。

(5) 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が 1 期目である。事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ② 金融庁に設置している、外部有識者で構成している金融庁契約監視委員会において、事業実施状況のチェックを受ける仕組みが整っている。
- ③ 入札において、3 者の応札であり、競争性が確保されていた。
- ④ 確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。
- ⑤ 経費削減において、従来経費からの削減率は、初年度 14.8%、各年度平均では

29.9%の効果を上げていた。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、金融庁が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る 事務の実施状況報告

(平成 25 年 9 月～平成 29 年 3 月分)

I 事業概要等

事 項	内 容
業務内容	国際会計基準審議会（以下「IASB」という）における国際会計基準の策定・改訂等について、会計に関する国際会議へ参加し、議論の動向を迅速かつ的確に把握するとともに、国際会計基準に関する専門知識を持つ国内関係者の意見を集約し、我が国としての考え方等を発信する（以下「意見発信等事務」という）。
契約期間	平成 25 年 9 月 2 日～平成 30 年 3 月 31 日
受託事業者	公益財団法人財務会計基準機構
入札経緯等	「IASB 等の議論に関する意見発信等に係る事務」民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という）に基づき、金融庁に設置された評価委員会において、入札参加希望者 3 者から提出された企画書について審査をした結果、総合評価得点が最高得点であった上記の者を受託事業者として決定した。
契約金額	101,238,000 円（税抜）
特記事項	受託事業者に対する改善指示・法令違反行為等は特になし。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 確保されるべき業務の質の達成状況

- ① 企画書の内容等を踏まえて各年度に行うとする意見発信等事務の作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと
- 受託事業者は、企画書に記載した事務計画に沿って、世界会計基準設定主体(WSS)会議・会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)会議に参加し出張報告書を作成するとともに、国内の市場関係者等との意見交換等を通じて意見発信内容に関する報告書を作成し、これらを速やかに金融庁に提出しており、特に問題は認められなかった。

【表 1】 国際会議への参加回数

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
WSS 会議・IFASS 会議への参加回数	計画値	—	3 回	3 回	3 回	3 回
	実績値	2 回	3 回	3 回	2 回	3 回

- ② 各事業年度末までに、年度内に行った意見発信等事務の内容を取りまとめた委託事務実績報告書を金融庁に納入すること
 → 受託事業者は、各事業年度末までに、実施要項で定められた委託事務実績報告書を金融庁に提出しており、特に問題は認められなかった。

(2) 評価

意見発信等事務については、上記に加え、実施要項で定めた参加対象とする国際会議以外として、IASB への技術的な助言機関としての役割を果たす会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 等の会議にも参加しており、実施要項で定めた確保されるべき業務の質に関する要求以上の水準を満たしている。

さらに、IASB 公開草案等に対して、国内の市場関係者等から意見聴取を行って取りまとめるなど、我が国の意見発信業務にも貢献したほか、各国の会計基準設定主体等との意見交換や別途実施する「IASB の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務」(以下「調査分析等事務」という) から情報を活用するなど、受託事業者自らの意見発信等事務の創意工夫により、業務の質の維持・向上が達成された。

2. 実施経費についての評価 (税抜き)

従来の実施経費に対し、本業務経費において 14.8% の経費削減効果が得られた。

これは、市場化テストの導入を機に本事業の実施期間を 4 年 7 ヶ月と長くしたことによって業務効率化を実現できたことに加え、別途実施する調査分析等事務との相乗効果により、経費削減ができたものと考えられる。

【表 2】 従来経費との比較

項目	金額
従来経費 (A)	30,935 千円 (平成 24 年度)
契約金額 (B)	26,357 千円 (平成 25 年度)
削減額 (C)	4,578 千円
削減率 (C/A×100)	14.8%

(注) 24 年度及び 25 年度の契約対象期間は 9 月～翌年 3 月の 7 ヶ月間。契約金額は、業務に要した経費の実支出額と契約締結時に定めた金額のいずれか低い金額で確定し、毎年経費削減を行っている (26 年度: 21,953 千円、27 年度: 19,575 千円、28 年度: 18,837 千円)。

3. 評価のまとめと今後の方針

(1) 評価の総括

本業務の実施にあたり、確保されるべき業務の質については、契約期間において毎年度経費削減を行いながら、実施要項で定めている要求水準を満たしていることから、良好に業務が実施されていると評価できる。

また、意見交換・意見発信の業務は、特定の利益代表から中立な主体が行うことが適当であるため、受託事業者から提出された業務委託実績報告書及び各種報告書については、その都度内容を精査し、受託事業者との日々のコミュニケーションにより、業務の中立性・透明性が確保されていることを確認した。

(2) 今後の方針

本事業については、実施要項に沿って良好な実施結果を得られており、市場化テスト終了プロセスへの移行基準を満たしていることから、市場化テスト終了プロセスへ移行し、平成 30 年度以降の事業については、当庁自ら公共サービスの質の維持・向上及びコストの削減を図っていくこととしたい。

以 上